

八幡平市監査委員告示第6号

平成30年9月10日付け八監査第091004号の財政援助団体等監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月12日

八幡平市監査委員 村山 巧  
八幡平市監査委員 井上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

平成 30 年度財政援助団体等監査指摘事項の措置状況等通知書

農林課

平成 30 年 6 月 5 日及び同年 7 月 2 日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等 年月日
<p>八幡平産米消費販売支援事業における事業完了前稼働について</p> <p>補助事業者である新岩手農業協同組合（以下、「同組合」という。）は、市産米の一般消費者への供給体制を整備する目的で、精米機、色彩選別機、石抜き機、計量機等を同組合のライスセンターに導入したが、平成 30 年 1 月 26 日に事業が完了したものの、当該機械等の納入先が同組合の西根農機車両センターであったことから、機械等の納入を共通電算システムの伝票処理で確認できた、との理由で現地での検収を行わなかったことに加え、事業完了報告書を市に提出する前に、既に当該機械等を営業目的で稼働させていた。これらの行為は、明らかに不適切であり、補助事業者としての認識が欠けていると言わざるを得ない。補助事業等が完了した場合は、事業計画どおりの機械等が確実に納入されていること、また、仕様書どおりの能力が備わっていることなどを現地で検収した後、速やかに補助事業完了報告書を市に提出し、市の完了確認検査を受け、問題がなければ、初めて当該機械等の使用が可能となる。しかし、一方の市においても、現地での完了確認調査を省略し、書面のみ審査・検査で補助金を支出している。双方において、事業経過を検証し、再発防止策を徹底したうえで、補助金の執行と事業の進行管理を適切に行うこと。</p>	<p>補助事業者に対し、今後同種の補助事業が実施される場合には、適正な機械等の納入確認を実施するとともに、補助事業による導入機械等は市の完了確認調査が終了した後でなければ営業目的で稼働させないように指導した。</p> <p>また、市の完了確認調査においては、必要に応じて現地確認を実施することに改めた。</p>	<p>今後同種の補助事業が実施される場合には、左記の措置状況の内容について補助事業者に十分説明するとともに、市の完了確認調査事務については、県等の取扱いに倣って実施することとした。</p>	<p>平成 30 年 9 月 21 日</p>